

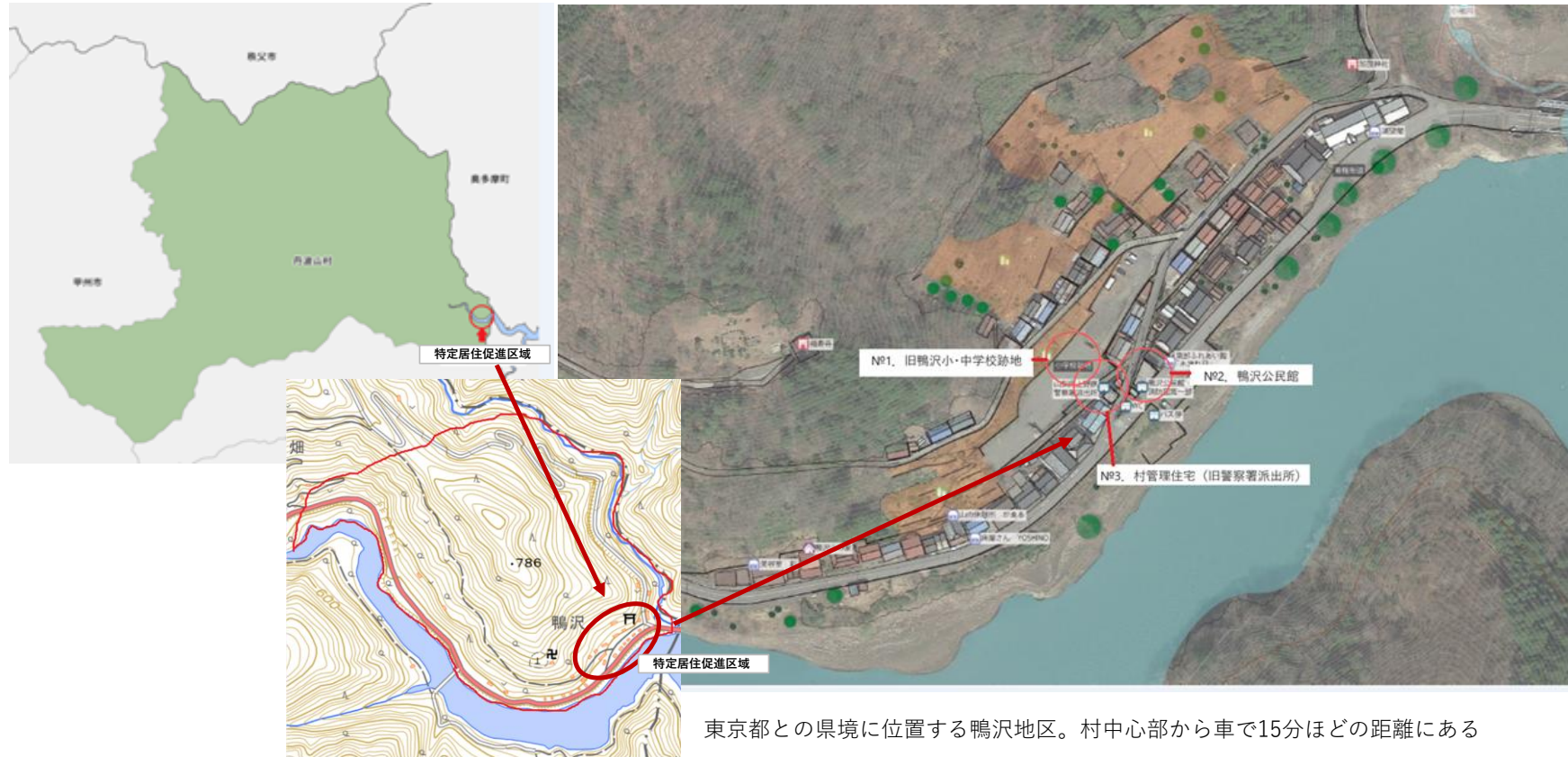
丹波山村特定居住促進計画

令和7年7月30日策定

自治体名	山梨県丹波山村	計画期間	令和7年度～令和10年度
------	---------	------	--------------

1. 特定居住促進区域

丹波山村鴨沢地区



丹波山村丹波地区



国道411号（青梅街道）沿いに民家が建ち並ぶ丹波地区。かつて宿場町として栄えた「丹波宿」を再生する目的で、令和5年度に役場庁舎も国道沿いに移動。保育所や学校、郵便局、商店など生活に関わるサービス機能が役場周辺に集まっている

2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

山梨県丹波山村は、山梨県の北東部、東京都と埼玉県と隣接し、村全体が秩父多摩甲斐国立公園内に位置する。面積の97%を山林が占め、村の中心を多摩川の源流「丹波川」が流れる。人口は約500人と、ピーク時の1/4以下にまで減少し、離島をのぞく関東圏の自治体で最も少ない。しかし、山村留学や地域おこし協力隊の制度を活用し、移住促進に精力的に取り組んできた結果、移住情報誌のランキングで首位を獲得するなど、近年では東京圏から近い移住先として注目されている。若い世代の移住が増えた結果、一時は50%目だった高齢化率も現在は44%台に低下。人口も国立社会保障・人口問題研究所の推計値（令和7年予測人口：440人）を大きく上回る値で推移している。

村への移住促進は、令和4年度に村内の有志によって発足した「丹波山村移住定住推進協議会」が中心となって取り組んでおり、移住検討者向けの情報発信や相談対応、見学イベントの開催等を行い、一定の成果が出ているといえる。これまで培ってきた移住の取組に「二地域居住」という考え方を加えることで、村への人の呼び込みをさらに加速させ、地域の活性化につなげていく。本計画では、特定居住促進区域に、鴨沢地区、丹波地区を指定し、集落機能や固有文化の異なる二つの地域が、いずれも持続可能であるよう取り組んでいく。

東京方面からの玄関口に位置する鴨沢地区は、東京都に安定的に水を供給するために昭和30年代に造られた小河南ダム（奥多摩湖）の建設に伴い、湖底に沈んだ集落の人々が住処を移してできた歴史を持つ。また、日本百名山の雲取山への登山口として、多くの登山客が訪れる。自然公園法で定められている第二種特別地域に該当するため、建造物に厳しい規制がある。令和6年には住宅8棟を焼く火災が発生し、甚大な被害があった一方、長期間放置され景観を損ねていた空き家を山梨県の人口減少危機対策支援事業としてリノベーションし、観光や移住の情報発信の拠点として再生した。こうした地区の活性化の芽を育て、本計画を通じて広めていく。

丹波地区は、令和5年に国道沿いに移転してきた役場庁舎をはじめ、保育所や学校、郵便局、ガソリンスタンド、飲食店、商店など、生活を営む上で主要なサービスが比較的コンパクトにまとまっているエリアである。移住者を受け入れるための住宅もこの地区に集中しているが、需要に対して供給が追いついていない。住宅の整備を進めつつ、働く場の創出や、二地域居住者が自家用車を持たずに滞在することも考慮した移動支援、買い物支援にも併せて取り組んでいく。

丹波山村が求める二地域居住者とは、単に個人が複数持つ拠点の一つとして村を訪れ、時間を消費するだけではなく、地域住民と交流し、互いに顔が見える関係性を構築できる人物を想定する。また、丹波山村の自然資源や歴史・文化に敬意を持ち、それらを共有しながら、次代へ繋いでいくことの大切さに理解のある人物を歓迎したい。

(2) 目標

①鴨沢地区で二地域居住をする新規居住者数：4人（令和10年度までの累計）

②丹波地区で二地域居住をする新規居住者数：12人（令和10年度までの累計）

※二地域居住者…丹波山村への住民票登録の有無は問わず、暮らしの拠点を丹波山村にも置き、他地域とも関わりながら生活する人物を想定

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	名称未定	丹波山村5040付近（旧鴨沢小・中学校跡地）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	
2	事務所	名称未定（コワーキングスペース）	丹波山村4943-2（鴨沢公民館）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	
3	宿泊施設	名称未定（二地域居住体験施設）	丹波山村4924-2（元警察署派出所）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	
4	一団地の住宅施設	名称未定（集合住宅）	丹波山村2660（教員住宅）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	
5	事務所	名称未定（コワーキングスペース）	丹波山村2786（旧JA跡地）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	
6	交流施設	(仮)TABAワークスペース（コワーキングスペース）	丹波山村2450（丹波山村役場庁舎）	都市計画区域外	整備済	丹波山村	
7	交流施設	コミュニティサロン（コワーキングスペース）	丹波山村2529（旧守岡邸）	都市計画区域外	整備予定	丹波山村	

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 丹波山村移住定住推進協議会と連携した二地域居住検討者向けの情報発信、イベント開催
- 空き家バンク、梅鉢不動産株式会社と連携した二地域居住希望者への空き家の紹介
- 空き家の改修（減築を含む）の費用補助
- 村民タクシーやグリーンスローモビリティを活用したモビリティ機能の整備
- 二地域居住者の滞在施設の整備
- 二地域居住者も利用可能なコワーキングスペースの整備
- 二地域居住者と地域住民との交流の場の整備
- 二地域居住者の生活利便性向上のための、ネットスーパー等を活用した買い物支援サービスの構築
- 島根県海士町と連携した地域留学の受入促進と魅力あるプログラムの作成
- その他二地域居住促進に関する事業

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

7. ・※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

(1)都道府県知事への意見聴取：令和7年4月25日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

特定居住地区（鴨沢地区）住民へのヒアリング：令和6年9月26日、10月26日、令和7年2月1日

二地域居住に関する住民の意見徴収：令和7年4月11日、令和7年6月11日

(3)都市計画との調和に関する事項